

【FAQ】 締切延長に伴うお知らせについて

Q1 締切が延長になったことに伴い、申請前の直近6ヶ月の期間は「2020年11月～2021年4月」としても良いか。

(回答)

システム障害に伴い、申請の受付期間のみを延長したものであり、申請していただく事業計画は4月30日時点で策定されたものが審査の対象となります。

このため、5月に入ってから申請されたものであっても、直近6ヶ月の期間は「2020年10月～2021年3月」としていただく必要があります。

Q2 4月30日18時までに申請された事業者とそれ以降に申請された事業者では、審査の評価は変わるのか。

(回答)

申請の受付を行う期間を延長したものであり、申請していただく事業計画は4月30日時点で策定されたものが対象となります。

このため、システム障害がなければ、本来4月30日に申請される見込みであった申請のみを受け付けるものであるため、申請の日時によって評価に差を設けることは予定していません。

5月7日18時までに申請していただければ結構です。

Q3 コールセンターは5月2日～5月5日、システムサポートセンターは5月1日～5月5日の期間が非稼働となっている。申請に困ったときの相談はどうすればよいか。

(回答)

コールセンター及びシステムサポートセンターの稼働予定に変更はありません。ご不便をおかけしますが、5月6日(木)9時以降にお問い合わせください。